

第2章

防災組織

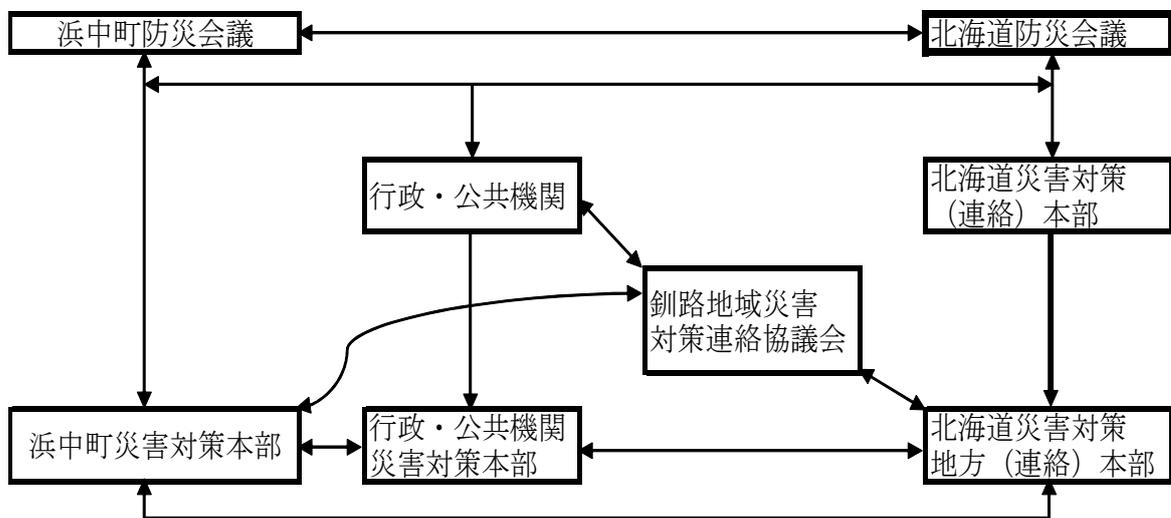
第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報（注意を報含む）、警報並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害時の実施体制の確立を図るものとする。

浜中町地域における防災行政を総合的に運営するための組織として浜中町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

本町の地域における防災体制図



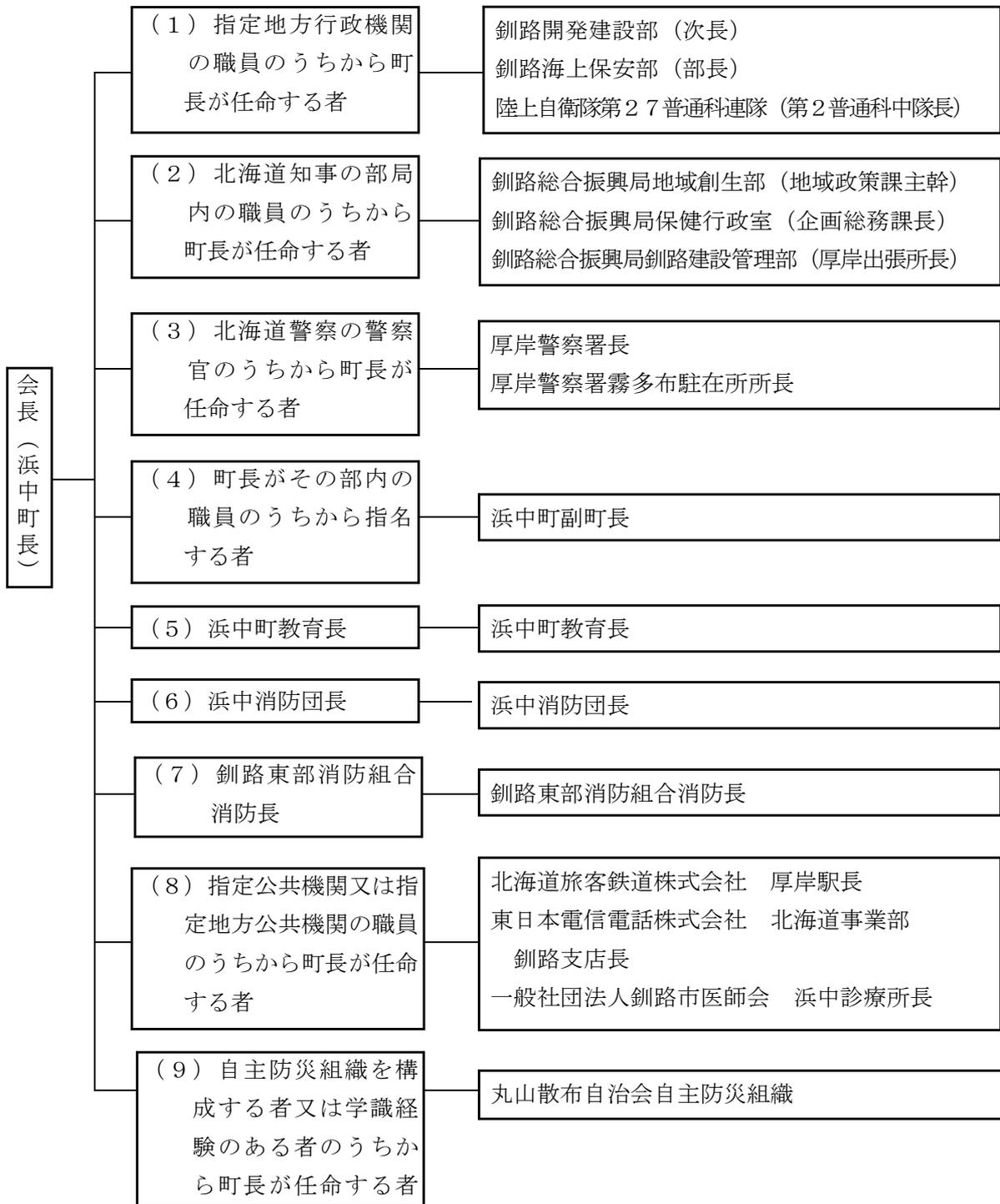
注) \longrightarrow : 命令系統
 \longleftrightarrow : 指示勧告又は相互連絡・協力系統

第1節 防災会議

基本法第16条の規定に基づき、浜中町防災会議を設置し、町長を会長とし、浜中町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、町長の諮問に応じて浜中町に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べること。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 浜中町防災会議の組織（浜中町防災会議条例第3条）



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、浜中町防災会議条例（昭和37年浜中町条例第18号）の定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

浜中町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 浜中町地域防災計画を作成及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて浜中町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 災害対策本部

町長は、浜中町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力的に防災活動を推進するものとする。

なお、本部長（町長）は、必要に応じふれあい・交流保養センター（ゆうゆ）を拠点とする第2災害対策本部を設置することができる。

更に、平成24年6月28日北海道が公表した「新たな津波浸水予測」から外れる場所へ災害対策本部となる施設（本庁舎）を建設することを検討する。

また、本部長（町長）が公務等により町内に不在の場合等その業務にあたることが困難なときは、副本部長（副町長・教育長）がその職務を行う。

更に、本部長、副本部長ともに不在又は対策本部への到着が遅れたときは、到着するまでの間、総務対策部長（防災対策室長）がその職務にあたるものとする。

1 組織

(1) 災害対策本部会議構成員

災害対策本部会議構成員	
災害対策本部長	: 町長
災害対策副本部長	: 副町長
災害対策副本部長	: 教育長
会計管理者	水産課長
総務課長	農林課長
防災対策室長	建設課長
企画財政課長	水道課長
商工観光課長	管理課長
税務課長	指導室長
町民課長	生涯学習課長
福祉保健課長	議会事務局長
浜中町立保育所長	農業委員会事務局長
浜中診療所事務局事務長	

※本部会議事務取扱い：防災対策室長・防災係長

(2) 災害対策本部の構成

災害対策 本部長：町 長

災害対策副本部長：副町長

災害対策副本部長：教育長

なお、第2災害対策本部が設置された場合、副町長又は教育長が第2災害対策本部長となる。

部 名	部 長	班 名	班 長	班 員
総務対策部	防災対策室長	総務班	総務課長	防災係・総務係・職員係 契約管財係・交通安全係
		記録班	広報係長	広報係・企画調整係・環境政策係
避難対策部	町民課長	避難支援班	福祉保健課長	福祉係・健康推進係 介護保険係
		避難所対策班	商工観光課長 浜中支所長 茶内支所長 農林課長 農業委員会 事務局長	ふれあい交流・保養センター係 中山間活性化施設係・商工労働係 観光係 町民係・保険年金係・生活環境係 農政係・農業振興係・林務係 農業委員会 農地係・農政係 浜中支所住民係 茶内支所住民係
		避難状況確認班	会計管理者 出納室長 議会事務局長	出納係・財政係 議事係・庶務係 監査事務局次長
		避難路誘導班	税務課長	課税係・収納係
		給食班	浜中町学校給食 センター所長 浜中町立保育所長	浜中町学校給食センター総務係 保育業務係 霧多布保育所・茶内保育所 へき地保育所・子育て支援センター
医療対策部	浜中診療所 事務局事務長	医療対策班	医事係長	浜中診療所 総務係・茶内診療所 浜中歯科診療所・茶内歯科診療所
災害応急対策部	建設課長	災害応急対策班	水道課長	土木係・建築係・下水道係 水道総務係・水道施設係・水道係
防災ステーション	水産課長	水門班	企画財政課長	別に定める
文教対策部	管理課長	文教対策班	生涯学習課長	霧多布高校事務局管理係 教育委員会 総務係・学校教育係 社会教育係・総合文化センター係 社会教育主事・スポーツ係 指導室長

2 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

- ア 本部会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員で構成する。
- イ 本部会議は、本部長が招集する。
- ウ 災害の規模態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。
- エ 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な情報及び資料を提出しなければならない。
- オ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。また、本部員が出席できないときは代理の者が出席するものとする。
- カ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、防災対策室長にその旨を申し出るものとする。

(2) 本部会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の確認、切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 本部の庶務

本部の庶務は、防災対策室において処理する。

(4) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかに周知し、その徹底を図る。

(5) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

3 本部の業務分担

本部の各部の業務分担は、次のとおりとする。

〔総務対策部〕（防災対策室長）

班名	担当係等	対策業務
総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災係 ・総務係 ・職員係 ・契約管財係 ・交通安全係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関すること。 2 本部の設置運営及び廃止に関すること。 3 防災会議に関すること。 4 防災会議その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用手続に関すること。 6 住民避難勧告及び避難指示（緊急）発令の伝達に関すること。 7 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等収集及び伝達に関すること。

- 8 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 9 災害時の非常通信計画の作成と実施に関すること。
- 10 庁内の非常配備体制に関すること。
- 11 被害状況及び措置概要の取りまとめ並びに報告に関する
こと。
- 12 災害日誌及び記録に関すること。
- 13 各地域（自治会・町内会・自主防災組織等）との連絡調
整に関すること。
- 14 自衛隊派遣要請の要求に関すること。
- 15 職員の非常招集及び非常配備体制に関すること。
- 16 職員等の食料・寝具・災害出動用被覆の調達及び配布に
関すること。
- 17 職員の被害状況調査に関すること。
- 18 災害時の防犯に関すること。
- 19 災害時における交通情報の収集及び広報伝達に関するこ
と並びに交通安全に関すること。
- 20 各部（班）との連絡調整に関すること。
- 21 災害現地等との連絡、伝令、通信等に関すること。
- 22 災害時の車の借り上げ及び町有車輛の運行管理に関する
こと。
- 23 災害時の輸送計画及び車輛の運行実施に関すること。
- 24 災害時応急対策及び復旧の資機材、人員、食料等輸送に
関すること。
- 25 被災地域の視察及び見舞いに関すること。
- 26 防災行政無線の運用に関すること。
- 27 災害復旧と総合計画の調整に関すること。
- 28 災害予算及び決算等経理に関すること。
- 29 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関するこ
と。
- 30 災害統計に関すること。
- 31 中央関係機関に関する要望書及び資料調整に関するこ
と。
- 32 自治会・町内会等住民組織に関すること。
- 33 災害対策の要望・陳情に関すること。
- 34 災害情報の発表、広報等に関すること。
- 35 報道機関との連絡、調整に関すること。
- 36 被害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。
- 37 被災地の巡回公聴活動に関すること。

		<p>38 災害現地、避難所等との連絡、伝令、通信等に関すること。</p> <p>39 被災町民の相談に関すること。</p> <p>40 救護施設の設置計画及び実施に関すること。</p> <p>41 災害に伴う地方債に関すること。</p> <p>42 地域住民組織（町内会・自治会等）の協力要請及び総合調整に関すること。</p> <p>43 行方不明者の捜索に係る連絡調整等に関すること。</p> <p>44 遺体の収容、火葬等に係る連絡調整等に関すること。</p> <p>45 被災地の塵芥、し尿、汚物、死亡獣畜の処理及び環境衛生保持等に係る連絡調整に関すること。</p> <p>46 災害時の公害発生予防及び応急対策等に係る連絡調整に関すること。</p> <p>47 一般的被害（人的被害・住宅被害・非住家被害）の調査に係る連絡調整に関すること。</p> <p>48 被災者名簿の作成に関すること。</p> <p>49 被災者の町税減免措置及び町税計画の見直しに係る連絡調整に関すること。</p> <p>50 放浪犬の処理等に係る連絡調整に関すること。</p> <p>51 その他、他の部（班）に属さないこと。</p>
記録班 (広報係長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報係 ・ 企画調整係 ・ 環境政策係 	<p>1 被災状況、災害応急対策状況、災害復旧状況の記録（主に写真撮影）に関すること。</p>

〔避難対策部〕（町民課長）

班名	担当係等	対 策 事 務
避難支援班 (福祉保健課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉係 ・ 健康推進係 ・ 介護保険係 	<p>(救護)</p> <p>1 避難行動要支援者（一人暮らし高齢者、心身障がい者、妊婦等）の避難支援に関すること。</p> <p>2 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関すること。</p> <p>3 義援金品の受付、配布に関すること。</p> <p>4 救援物資に関する調達、給与に関すること。</p> <p>5 保育所児童の避難誘導及び災害時の保育所の管理運営に関すること。</p> <p>6 老人、保健、児童福祉施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。</p> <p>7 被災町民の相談に関すること。</p> <p>8 災害時応援のボランティア、団体等の受入、活動等の連絡調整に関すること。</p>

		<p>(保健・衛生)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社救護機関との連絡調整に関すること。 2 保健所及び医療機関との連絡調整に関すること。 3 災害時の医療及び助産に係る連絡調整に関すること。 4 災害時の防疫及び被災地の環境衛生保持に関すること。 5 所管医療施設の被災状況調査及び応急対策等に関すること。 6 被災者の健康管理指導に関すること。
<p>避難所対策班 (商工観光課長) (浜中支所長) (茶内支所長) (農林課長) (農業委員会 事務局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい交流・保養センター係 ・中山間活性化施設係 ・商工労働係 ・観光係 ・町民係 ・保険年金係 ・生活環境係 ・農政係 ・農業振興係 ・林務係 ・農業委員会農地係 ・農業委員会農政係 ・浜中支所住民係 ・茶内支所住民係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・施設の開設計画及び実施に関すること。 2 避難所・施設における避難住民等の受入準備、解錠に関すること。 3 避難所・施設の暖房、飲料水、毛布等の準備及び配布等に関すること。 4 避難所・施設における負傷者、心身障がい者、高齢者等の介護等に関すること。 5 避難所・施設における避難者等に対する炊き出し及び食料品、飲料水等の給与に関すること。
<p>避難状況確認班 (会計管理者) (出納室長) (議会事務局長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出納係 ・財政係 ・議事係 ・庶務係 ・議会事務局次長 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・施設等の避難者数の確認に関すること。 2 避難所・施設等における食糧、水、毛布、その他必要な物資等の数量把握のための基礎情報の収集に関すること。 3 災害情報等の収集及び提供に関すること。 4 安否確認に関すること。
<p>避難路誘導班 (税務課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税係 ・収納係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 湯沸坂等の避難経路における誘導、指示に関すること。

給食班 (浜中町立学校給食センター所長) (浜中町立保育所所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜中町立学校給食センター総務係 ・ 保育業務係 ・ 霧多布保育所 ・ 茶内保育所 ・ へき地保育所 ・ 子育て支援センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者等への給食（炊き出し）及び食料品、飲料水等の給与に関する事。 2 非常備蓄食糧等の配布等に関する事。
--	--	--

〔医療対策部〕（浜中診療所事務局事務長）

班名	担当係等	対策事務
医療対策班 (医事係長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜中診療所総務係 ・ 茶内診療所 ・ 浜中歯科診療所 ・ 茶内歯科診療所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療及び助産に関する事。 2 医療及び助産に必要な医療品、衛生資材の確保に関する事。 3 救急医療班の編成及び巡回診療に関する事。 4 救急医療救護所の開設、運営に関する事。 5 医療対策本部の設置に係る医療部隊の編成及び運営に関する事。 6 医療施設の警防及び被害調査、応急対策、復旧対策に関する事。 7 医療部隊の出動、医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関する事。 8 その他医療活動の実施に伴う事務に関する事。

〔災害応急対策部〕（建設課長）

班名	担当係等	対策事務
災害応急対策班 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木係 ・ 建築係 ・ 下水道係 ・ 水道総務係 ・ 水道施設係 ・ 水道係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、上水道、下水道、その他土木関係施設の保全、被害調査、応急対策、復旧対策に関する事。 2 交通不能箇所の調査及び障害物の除去等通行路線の確保に関する事。 3 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関する事。 4 災害時における土木建設用機械等の確保及び運用に関する事。 5 災害応急資材（土木作業用）の確保、輸送及び配分に関する事。 6 除雪に関する事。

	<ol style="list-style-type: none"> 7 水防技術の普及、指導に関すること。 8 建築物の被害調査及び復旧対策に関すること。 9 被災予想地域における建築制限に関すること。 10 災害時の建築用資材の需給計画に関すること。 11 被害住宅復興資金に関すること。 12 応急仮設住宅の設置に関すること。 13 避難収容施設及び住宅の応急修理に関すること。 14 被災地の住宅建築指導に関すること。
--	---

〔防災ステーション〕（水産課長）

班名	担当係等	対策事務
水門班 (企画財政課長)	別に定める	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の緊急閉鎖に関すること。 2 津波防災ステーション及び水門、陸閘、樋管の作動確認、点検整備に関すること。

〔文教対策部〕（管理課長）

班名	担当係等	対策事務
文教対策班 (生涯学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・霧多布高校事務局管理係 ・教育委員会総務係 ・学校教育係 ・社会教育係 ・総合文化センター係 ・社会教育主事 ・スポーツ係 ・指導室長 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童・生徒の避難誘導に関すること。 2 教育施設、社会教育施設の被害調査、応急対策、復旧対策に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 災害時における社会教育施設入場者への避難誘導及び災害情報等の周知に関すること。 5 被災児童・生徒に対する学用品、教科用図書等の給与に関すること。 6 被災学校の医療、防疫、給食対策等に関すること。 7 災害時の学校経営指導に関すること。 8 災害時における学校教育施設の避難所等解放に関すること。 9 文化財等の被害調査、保護及び応急対策に関すること。 10 災害復旧活動等に協力する、文化・スポーツ・ボランティア団体等の連絡調整に関すること。

4 本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 設置基準

基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めたときは、設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して、特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け非常配備の必要があるとき。
- エ 浜中町を含む地域に「震度5弱」以上の地震を観測したと発表されたとき。
- オ 北海道太平洋沿岸東部に津波警報、大津波警報が発表されたとき。

(2) 廃止

町長は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、本部を廃止する。

(3) 公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を防災会議構成機関等次に掲げるものに対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準じる。

(設置、廃止の通知公表)

- ア 防災会議構成機関
- イ 北海道知事（釧路総合振興局長）
- ウ 厚岸警察署長（警備係）
- エ 釧路東部消防組合消防長（浜中消防署長）
- オ 住民
- カ 町職員
- キ その他防災関係機関

(4) 第2対策本部及び現地対策本部

町長は、必要に応じ第2対策本部設置要綱の規定に基づき、第2対策本部を設置することができるものとする。

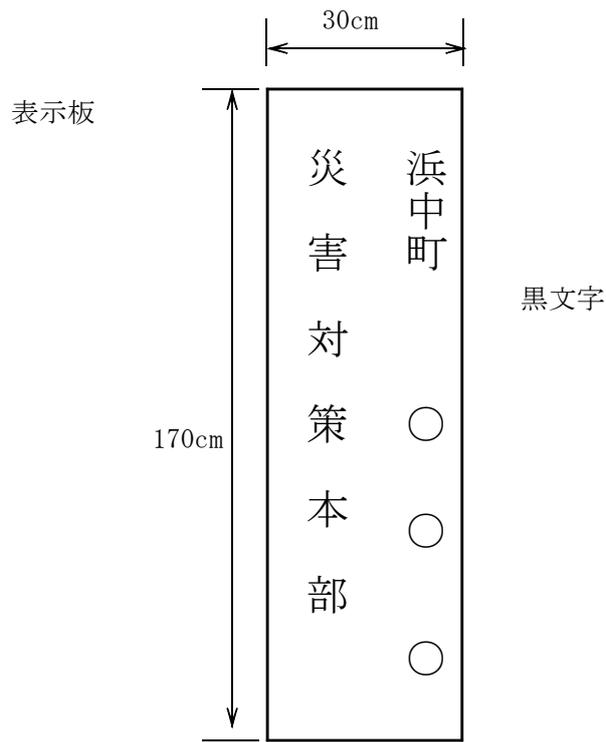
また、災害が発生し、その規模及び範囲から判断して必要に応じ災害地に現地対策本部を設置することができるものとする。

なお、現地対策本部には、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

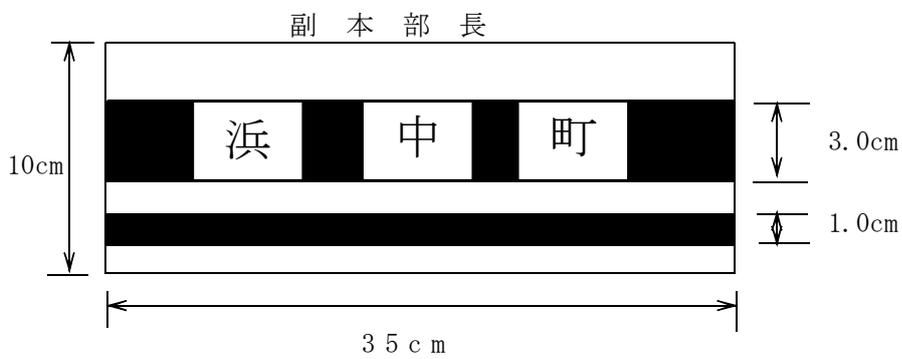
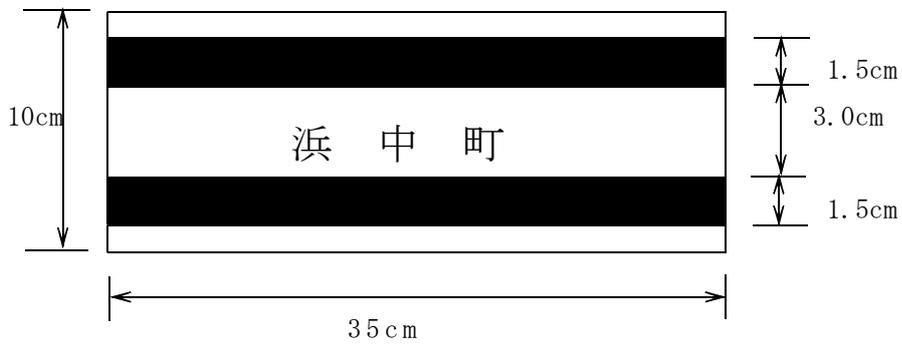
5 標識

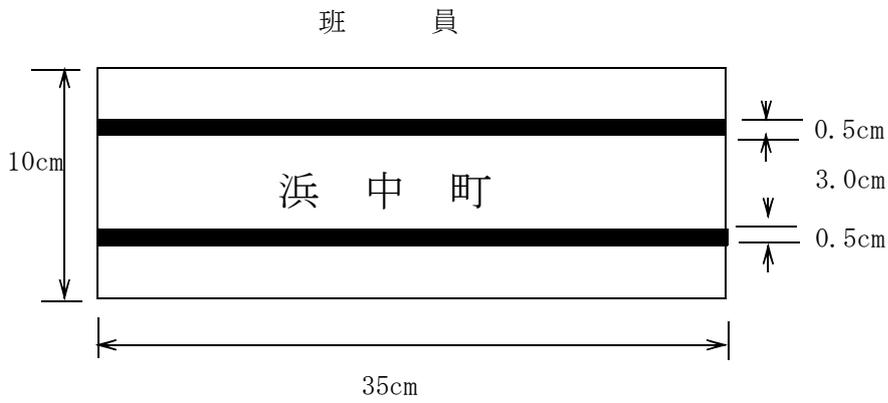
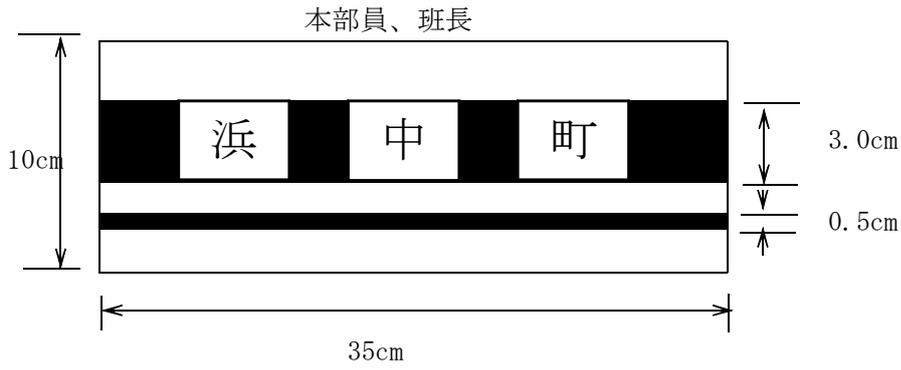
- (1) 本部設置期間中は、本部所在施設入り口に本部を表す表示板等（別図1）を掲出するものとする。
- (2) 本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（別図2）を帯用するものとする。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車の見えやすいところに標式（別図3）を掲出ものとする。

別図1

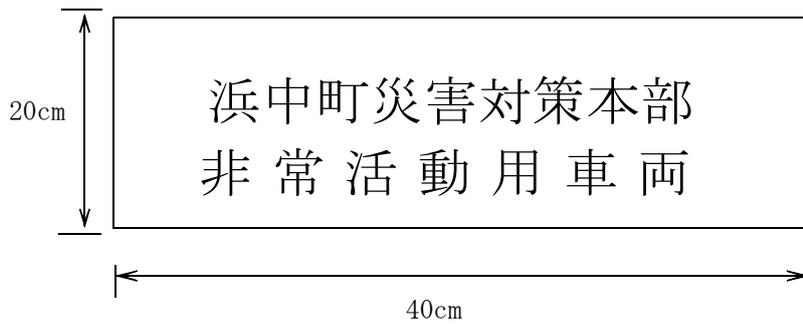


別図2 白色地に線、文字ともに黒色
本部長





別図3 白色地に文字黒色



6 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されない場合であっても、必要と認めたときは非常配備に関する基準により配備の体制をとるものとする。

イ 非常配備の種別・配備基準（時期）・配備内容・参集体制等は、別紙1のとおりとし、配備の決定は町長（本部長）が行う。

(2) 本部各班の動員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

ア 防災対策室長は、町長（本部長）の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各部長、班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ所掌する業務内容について活動要領を作成し、班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行うものとする。

7 非常配備体制の活動要領

(1) 災害対策本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり又は発生した場合、本部の設置基準により設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消されたと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 総務対策部長は、本部長の職員非常配備指令を受け、各課長等へ通知するものとする。

(イ) 総務対策部長は、釧路地方気象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報の收受・伝達、その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係部長、班長等へ連絡する。

(ウ) 関係各部長、班長は情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に適切な指示を行うものとする。

(エ) 第1非常配備につく職員の数、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部会議及び班長会議を開催する。

(イ) 各対策部長は、情報の収集伝達を強化する。

(ウ) 総務対策部長は関係部長、班長及び防災会議構成機関、その関係機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各部長、班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備し、協力体制を強化すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、各班長は、その活動状況を本部長に報告するものとする。

エ 勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間等の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が重要であることから、本部は、勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した、主な自主参集基準を定める。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の内から指名する者をもってあてる。

本部連絡員は各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれ所属する対策部に伝達するものとする。

別紙1

非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準

種別		
気象情報等連絡体制（準備体制）	配備基準（時期）	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）が本町を含む地域に発表されたとき。 2 本町を含む地域に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 3 本町を含む地域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する注意報（風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜・なだれ・低温・着雪・着氷・融雪）が本町を含む地域に発表され、数時間後に警報に変わるおそれがあるとされるとき。 5 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。 6 その他、町長（本部長）が必要と認めたとき。
	配備内容（任務）	<ol style="list-style-type: none"> 1 釧路気象台その他関係機関と連絡をとり、気象・地象等に関する情報の収集、伝達、連絡のため、防災対策室長、防災担当係等の少数の人数をもってあたる。 2 状況により速やかに関係課長等、町民、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。 3 釧路・根室管内で震度4の地震が発生したとき、防災行政無線自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されないとき、勤務時間中は防災担当係が手動で放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。）
	参集体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策室長、防災係長、防災係及び必要に応じ、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から1～2名 2 緊急時に速やかに関係機関、住民、関係者等への連絡がとれる体制

災害警戒本部	第1非常配備体制（警戒体制）	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が、本町を含む地域に発表され、被害は局地的で比較的軽微と見込まれるが、災害の発生が予想される時又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 2 風雪、強風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、濃霧、なだれ、噴火、地震動等の状況により、被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の災害の発生が予想され、警戒が必要になったとき。 3 局地的に比較的軽微な災害の発生が予想される時又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 4 本町地域で震度4の地震が発生したとき。 5 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたとき。 6 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生に
--------	----------------	--

第2章 防災組織 第2節 災害対策本部

		<p>よる津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで20cmから1mと予想されたとき。</p> <p>7 その他、町長(本部長)が必要と認めたとき。</p>
	配備内容	<p>1 災害警戒本部を設置し、災害情報の収集、伝達、連絡のため、総務対策部、災害応急対策部の少数の人員をもってあたる。</p> <p>2 本町地域で震度4の地震が発生又は津波注意報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。(機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災担当係が手動で放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。)</p> <p>3 津波注意報が発表されたときは、速やかに本町沿岸地区に対して津波注意報が発表されていることを周知するとともに、水門、陸閘を閉鎖できる準備を整える。(状況に応じ、本部長(町長)の指示に基づき速やかに水門、陸閘を閉鎖できる体制をとる。)</p> <p>4 状況により速やかに関係課長等、関係機関等へ周知、連絡することができ、次の第2非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。</p>
	参集体制	<p>1 町長、副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、交通安全係長、防災係、交通安全係、総務対策部総務班及び災害応急対策部の内から2～3名</p> <p>2 北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表されたときは、1の要員及び防災ステーション水門班</p> <p>3 その他状況に応じ、町長(本部長)が当該非常配備を命じた者</p>
災害対策本部	第2非常配備体制(時期)	<p>1 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき。</p> <p>2 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。</p> <p>3 本町地域で地震(震度5弱、5強)が発生したとき。</p> <p>4 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。</p> <p>5 気象庁及び太平洋津波警報センター(P TWC)から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで1mから2m程度と予想されたとき。</p> <p>6 その他状況に応じ、町長(本部長)が当該非常配備を命じた者</p>
	配備内容	<p>1 災害対策本部を設置し、関係各部の所要人員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p> <p>2 津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線で、避難勧告を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘、樋管を閉鎖する。</p> <p>3 地震(震度5弱、5強)、津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。(機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災担当係が手動で放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署より手動放送する。)</p>
	参集体制	<p>1 町長、副町長、防災対策室、総務課長、建設課、水道課、防災係長、交</p>

第2章 防災組織 第2節 災害対策本部

		<p>通安全係長、総務対策部、災害応急対策部他関係各部の所要人員</p> <p>2 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合は、全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難勧告が発令された場合、町長、副町長、総務対策部総務班による海岸地区住民等への避難勧告発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（津波到達予想情報等）に応じ参集する。（津波到達予想までに時間的余裕がないなど、危険と判断した場合は自主的に安全な場所に避難し、避難先の施設等で避難者の受入等の支援に当たるものとする。）</p> <p>3 その他状況に応じ、町長（本部長）が当該非常配備を命じた者</p>
災害対策本部	第3 非常配備	<p>1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合、町長（本部長）が当該非常配備を命じたとき。</p> <p>2 予想されない重大な災害が発生したとき。</p> <p>3 本町地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>4 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。</p>
	配備内容	<p>1 災害対策本部を設置し、職員全員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p> <p>2 大津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民等に対し防災行政無線で、避難指示（緊急）を発令したことを周知するとともに、水門、陸閘、樋管を閉鎖する。</p> <p>3 地震（震度6弱以上）、大津波警報が発表された場合、防災行政無線での自動放送により住民周知する。（機器の故障等により自動放送されない場合、勤務時間中は防災担当係が手動で放送する。祝祭日、夜間等の勤務時間外は、浜中消防署が手動で放送する。）</p>
	参集体制	<p>1 全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難指示（緊急）が発令された場合、町長、副町長、総務対策部総務班による海岸地区住民等への避難指示（緊急）発令の周知及び避難対策部避難支援班による避難困難者への支援並びに防災ステーション水門班による水門等閉鎖を優先的に行い、他の職員は状況（大津波到達予想情報等）に応じ参集し、（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）、各部指定の所掌により活動するものとする。</p>
職員の自主	<p>1 釧路根室管内で震度4以上の地震が発生したとき。 防災対策室長、防災係長、防災係 〔その他職員は、自宅待機等で連絡がとれる体制〕</p> <p>2 本町地域で地震が発生したとき。 (1) 震度4 防災対策室長、防災係長、防災係 〔その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制〕</p>	

参 集 基 準	<p>(2) 震度5弱・5強 副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、防災係長、総務係長、契約管財係長、交通安全係長、防災係、交通安全係の職員及び防災ステーション水門班 〔その他職員は、自宅待機等で連絡が取れる体制〕</p> <p>(3) 震度6弱以上 全職員</p> <p>3 北海道太平洋沿岸東部に津波情報が発表されたとき。</p> <p>(1) 津波注意報 町長、副町長、防災対策室長、総務課長、建設課長、水道課長、水産課長、防災係長、交通安全係長、総務対策部総務班、防災ステーション水門班 〔その他の職員は、自宅待機若しくは連絡が取れる体制により、高台等へ自主避難〕</p> <p>(2) 津波警報（大津波・津波） 全職員 ただし、北海道太平洋沿岸東部に津波警報・大津波警報が発表され、海岸地区住民等に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合、海岸地区住民等への避難勧告・避難指示（緊急）発令の周知及び避難困難者への支援並びに水門等閉鎖を優先的に行うための、町長、副町長、総務対策部総務班、避難対策部避難支援班、防災ステーション水門班以外の職員は状況（大津波到達予想まで時間的に余裕がないなど、危険と判断した場合は、自主的に安全な場所に避難し、参集経路の安全等を確認してから参集する。）に応じ参集し、各部指定の所掌により活動するものとする。</p>
<p>(備考)</p> <p>1 自主参集とは、日曜、休日、祝日、年末年始、夜間等の勤務時間以外の災害発生時等において、通信の途絶等が想定されることから、本部長（町長）、課長等からの非常招集等の通知が無くとも、テレビ、ラジオ、その他の方法により地震、津波注意報、津波警報を覚知した場合は、自主的に所定の配備につくものとする。</p> <p>なお、その場合の参集場所は、特に指示がない場合は各所属先とする。</p> <p>また、災害の規模、特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合、特に津波警報、大津波警報が発表された場合は、まず自分及び同居家族の身の安全を確保したうえで、可能な限り自主参集し、臨機応変の配備体制を整えるものとする。</p>	

第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は災害の状況により、本部及び関係機関の職員をもっても人員に不足を生じた等、必要と認めたときは、町内会・自治会及び各種団体、住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

町内会・自治会及び各種団体、住民組織等に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民等に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) その他災害応急活動に必要な事項で、町長が協力を求めた事項

2 協力要請先

住民組織等及び各種団体の名称	代表者等氏名	連絡先	備考
各町内会・自治会	各町内会長等	各会長宅	浜中町自治会連合会事務局：浜中町役場
浜中町女性協議会	会長	会長宅	
浜中町赤十字奉仕団	会長	事務局	事務局：浜中町社会福祉協議会
浜中町社会福祉協議会	会長	事務局	事務局：浜中町老人・福祉センター内
浜中町商工会青年部・婦人部	各部長	事務局	事務局：浜中町商工会
浜中漁協青壮年部・女性部	各部長	事務局	事務局：浜中漁業協同組合
散布漁協青年部・女性部	各部長	事務局	事務局：散布漁業協同組合
浜中町農協青年部・女性部	各部長	事務局	事務局：浜中町農業協同組合

※代表者等氏名、連絡先については随時変更があるので、町防災対策室に台帳を備え付けておくものとする。

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線、電話、消防サイレン、広報車、緊急速報メール等により周知徹底するとともに各地区の町内会長・自治会長を通じ行うものとする。

4 地区別情報等の連絡責任者

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、地区別情報等の連絡責任者に各地区の町内会長・自治会長をもってあてる。

町内会長・自治会長については、随時変更があるので町防災対策室に台帳を備え付けておくものとする。